



2018 年度日本財団助成
「財産管理事業モデルの普及事業」
報告書

2019（平成 31）年 3 月
特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

はじめに

今回、日本財団の助成を受けて財産管理サービスの普及を進めるにあたって社会に訴えることの重要性を再認識しています。単に実施団体を増やしていただければ自分たちの周りの団体に声をかけられるだけで良かったかもしれない。でも、財産管理サービスを普及させていくためには社会を変えていかないといけない。

お金が無いのはお金の使い方が悪いと自己責任論がまん延しているように思います。また、お金を第三者に管理してもらおうという文化がない現実もあります。お金の管理＝お金の運用＝富裕層というイメージも強くあります。いくら財産管理サービスをやっていますと伝えても利用者がその意義や必要性を理解しないと利用は進みません。

一方、財産管理サービスを提供する側もサービスを提供する体制を整えていかないといいません。前年度に実施したアンケート調査で福祉サービス提供者の約半数がなんらかの財産管理のサービスを提供していることが分かりました。しかし、一部では契約書を締結していなかったり、十分な報告がなかったりと利用者が安心して活用できるサービスになっていない実態が明らかになりました。このような状態だと財産管理サービス＝怪しいということになりかねません。

本事業を進める中で、“本業で忙しいのにそんなに面倒なことはできない”という声を何度もお伺いしました。財産管理サービスを社会インフラとして定着させていくためには、何より利用者の理解を得ていく必要があります。そのためには安心して利用できる仕組みが不可欠です。これまで整備できていなかったものを導入していくので、当初は不便や煩わしさを感じるがあると思います。早くその不便さが解消されて当然のこととなることを願っています。

よって、本事業は社会の財産管理サービスに対する理解促進と財産管理サービスの提供事業者の実施体制強化を両輪として実施しました。また、継続可能なサービスとするため有償でのサービス提供を否定していません。財産管理サービスは、利用者も事業者も大きな負担なく安心して活用できるサービスであると確信しています。

■□■ もくじ ■□■

1	財産管理モデルの啓発	01
(1)	イベントへの出展	02
(2)	啓発ノベルティの作成	06
(3)	ホームページの開設	07
2	財産管理モデルの普及	09
(1)	マニュアル概要版の作成	10
(2)	訪問指導	11
(3)	研修会の開催	12
3	実行委員会	18
(1)	実行委員会概要	19
(2)	実行委員会報告	20

1

財産管理モデルの
啓 発

(1) イベントへの出展

①目的

- ・財産管理の支援について理解を促進していく
- ・相談コーナーを設けて不安の解消につなげる

②出展イベント

下記のイベントに出展して啓発を行いました。

イベント名	開催日	開催場所
ボラ堀商店街	2018年5月13日(日)	からほりどり商店街 (大阪市中央区谷町6)
みどりのつどい	2018年5月20日(日)	西原公園 (堺市南区桃山台1-4)
こんごう福祉センターまつり	2018年6月30日(土)	こんごう福祉センター (富田林市甘南備216)
北区ボランティアフェスティバル	2018年8月25日(土)	新金岡市民センター (堺市北区新金岡町4-1-8)
さかいボランティア・市民活動フェスティバル	2018年10月27日(土)	堺市総合福祉会館 (堺市堺区南瓦2-1)
まつばらボランティア市民活動フェスタ	2018年12月8日(土)、 9日(日)	ゆめニティまつばら (松原市上田3-6-1)
ひろとん	2019年2月17日(日)	エコー・ロゼ (富田林市向陽台3-1-1)

③相談

・相談件数

イベント名	相談件数
ボラ堀商店街	18
みどりのつどい	22
こんごう福祉センターまつり	13
北区ボランティアフェスティバル	14
さかいボランティア・市民活動フェスティバル	21
ひろとん	5
合計	93件

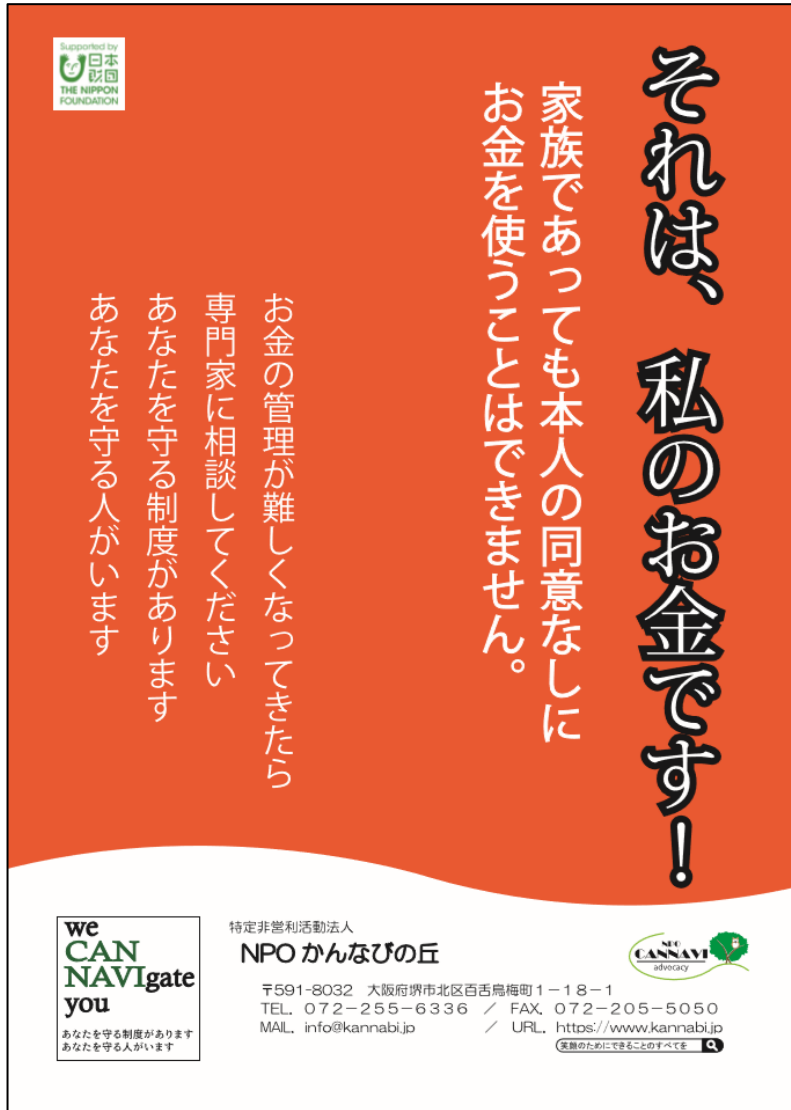
※パネル展示がメインのまつばらボランティア市民活動フェスタでは相談コーナーは設けていません

・相談内容

相談	相談件数	主な内容
仕組みについて	31	利用者のメリットは何か 誰が支援するのか 費用はいくらか チェックはされるのか
サービス提供者について	11	実施している施設はどこか 家族がしてはいけないのか
他制度について	45	成年後見制度 日常生活自立支援事業 家族信託
その他	6	詐欺に遭いそうになった ヘルパーへの苦情

④パネルの掲示

啓発パネルを作成しました



Supported by
日本財団
THE NIPPON FOUNDATION

それは、**私のお金です！**

家族であっても本人の同意なしに
お金を使うことはできません。

お金の管理が難しくなってきたら
専門家に相談してください
あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

we
CAN
NAVIGATE
you
あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

特定非営利活動法人
NPO かなびの丘

〒591-8032 大阪府堺市北区百舌鳥梅町1-18-1
TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050
MAIL. info@kannabi.jp / URL. <https://www.kannabi.jp>

CANNABI
advocacy

あなたのためにできることすべて



お金の管理が
難しくなった

「財産管理を任せる」
という方法もあります

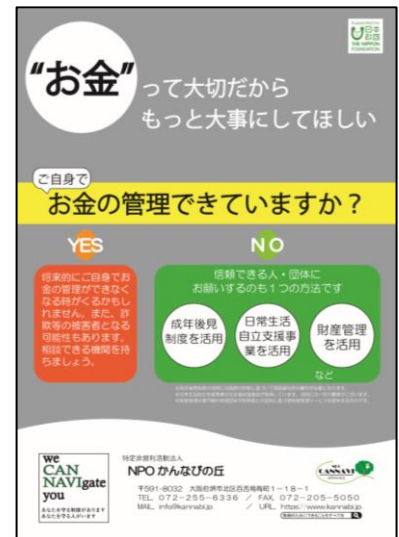
高齢や病弱の管理は、弁護士や税理士等専門職をはじめ、社会福祉協議会が提供する「日常生活自立支援事業」上級専門団体のサービスも提供しています。内容や費用等を十分に検討し、上下活用してください。また、相続によってサービスを開始している団体の存在しない場合もあります。関心のある方はお問い合わせください。

we
CAN
NAVIGATE
you
あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

特定非営利活動法人
NPO かなびの丘

〒591-8032 大阪府堺市北区百舌鳥梅町1-18-1
TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050
MAIL. info@kannabi.jp / URL. <https://www.kannabi.jp>

CANNABI
advocacy



「お金」って大切だから
もっと大事にしてほしい

ご自身で
お金の管理できていますか？

YES NO

将来的に自身でお金の管理ができなくなる時がくるかもしれない本人、要は、状態等の変化による可能性もあります。相談できる機関を探しましょう。

依頼できる人・団体にお願いするの1つの方法です

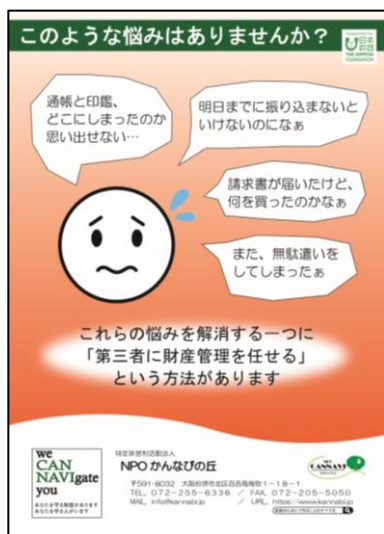
成年後見制度を活用 日常生活自立支援事業を活用 財産管理を活用

we
CAN
NAVIGATE
you
あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

特定非営利活動法人
NPO かなびの丘

〒591-8032 大阪府堺市北区百舌鳥梅町1-18-1
TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050
MAIL. info@kannabi.jp / URL. <https://www.kannabi.jp>

CANNABI
advocacy



このような悩みはありませんか？

通帳と印鑑、どこにしまったのか思い出せない…

明日までに振り込まないといけないのになあ

請求書が届いたけど、何を買ったのかなあ

また、無駄遣いをしてしまったあ

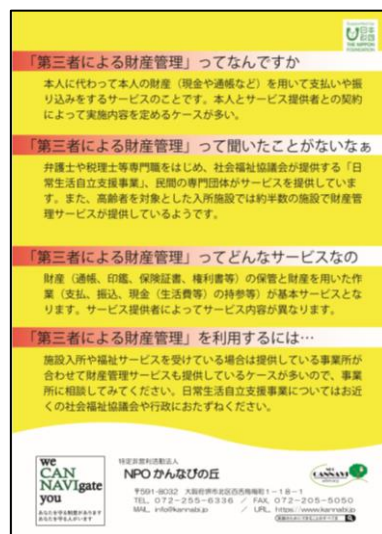
これらの悩みを解消する一つに
「第三者に財産管理を任せる」という方法があります

we
CAN
NAVIGATE
you
あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

特定非営利活動法人
NPO かなびの丘

〒591-8032 大阪府堺市北区百舌鳥梅町1-18-1
TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050
MAIL. info@kannabi.jp / URL. <https://www.kannabi.jp>

CANNABI
advocacy



「第三者による財産管理」ってなんですか

本人に代わって本人の財産（現金や通帳など）を用いて支払いや振り込みをするサービスのことで、本人とサービス提供者との契約によって実施内容を定めるケースが多い。

「第三者による財産管理」って聞いたことがないなあ

弁護士や税理士等専門職をはじめ、社会福祉協議会が提供する「日常生活自立支援事業」、民間の専門団体がサービスを提供しています。また、高齢者を対象とした入所施設では約半数の施設で財産管理サービスが提供しているようです。

「第三者による財産管理」ってどんなサービスなの

財産（通帳、印鑑、保険証書、権利書等）の保管と財産を用いた作業（支払、振込、現金（生活費等）の持帰等）が基本サービスとなります。サービス提供者によってサービス内容が異なります。

「第三者による財産管理」を利用するには…

施設入所や福祉サービスを受けている場合は提供している事業所が合わせて財産管理サービスも提供しているケースが多いので、事業所に相談してみてください。日常生活自立支援事業についてはお近くの社会福祉協議会や行政におたずねください。

we
CAN
NAVIGATE
you
あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

特定非営利活動法人
NPO かなびの丘

〒591-8032 大阪府堺市北区百舌鳥梅町1-18-1
TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050
MAIL. info@kannabi.jp / URL. <https://www.kannabi.jp>

CANNABI
advocacy

⑤イベントの様子



(2) 啓発ノベルティの作成

①目的

- ・ 出展イベント等で配布して啓発を行う

②作成物

- ・ うちわ



- ・ ポケットティッシュ

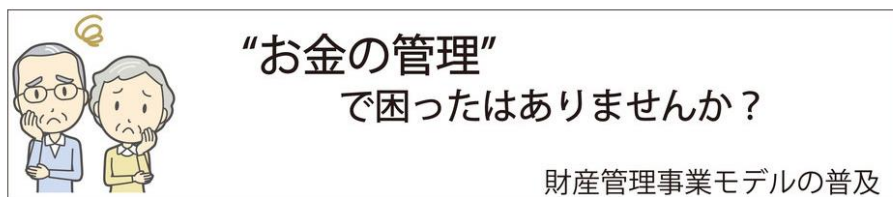


(3) ホームページの開設

①目的

- ・多くの方に財産管理サービスを知ってもらう
- ・マニュアルや様式を自由にダウンロードできるようにして財産管理サービスの普及を目指す

②トップページ (https://www.zaikan.org)



ホーム 財産管理とは 財産管理サービス 金銭管理サービス マニュアル 様式集 関連制度 お問い合わせ 相談窓口（堺市）

このサイトは、利用者の「お金」の管理を行おうとしている、もしくは行っている事業所向けに「お金」の管理を適切に行う方法を提供することを目的としています。
なお、財産管理の方法は特定の決まった方法はありませんので、ここで紹介している方法はその1つとなります。各事業所の実情に合わせて活用してください。

Supported by 日本 THE NIPPON 財団 FOUNDATION

日本財団の助成を受けて事業を実施しています

運営団体：NPOかんなびの丘

〒591-8032
大阪府堺市北区百舌鳥梅町1-18-1
TEL.072-255-6336
FAX.072-205-5050



財産管理とは



財産管理サービス



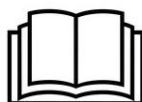
金銭管理サービス



実施マニュアル



様式集



関連制度



金銭管理研修
を開催します
詳しくは左のチラシを
クリックしてください

③ページの紹介

“お金の管理”
で困ったはありませんか？
財産管理事業モデルの普及

Home 財産管理とは 財産管理サービス 金銭管理サービス マニュアル 様式集 関連制度 お問い合わせ 相談窓口 (お問い合わせ)

財産管理サービス

Supported by 公益財団法人 NIPPON FOUNDATION
日本財団の助成を受けて事業を実施しています
運営団体：NPOかんがひの丘
〒591-8032
大阪府堺市北区百舌鳥南町1-18-1
TEL.072-255-6336
FAX.072-205-5050

■「財産」の定義
以下の物品を「財産」という
・金融機関の通帳および銀行印、キャッシュカード
・日常的な使用頻度が高い物品
・家財、不動産等
・年金証書、年金手帳等
・有価証券等
・契約書類、権利書等
・事業用の記録簿等が記載されたもの
・個人が保有している財産の全てもしくは一部を対象とする

■「財産管理サービス」の定義
・財産を保管・管理すること、その財産を使用して作業を行うことを財産管理サービスという。
・具体的には「財産」の内容
・日常的な使用頻度が高い物品
→金融機関通帳、銀行印、キャッシュカード等
→これらの物品を盗難、失窃の被害が発生した場合に使用する物品であり、緊要に取り扱う。
→これらは事業所の金庫で保管する。ただし、通帳と銀行印は別々の金庫で保管する。

・日常的な使用頻度が高い物品
→通帳、印鑑複製品、マイナンバー、年金証書、契約書類、権利書、有価証券等

言葉の定義やサービス内容を紹介

“お金の管理”
で困ったはありませんか？
財産管理事業モデルの普及

Home 財産管理とは 財産管理サービス 金銭管理サービス マニュアル 様式集 関連制度 お問い合わせ 相談窓口 (お問い合わせ)

様式集

Supported by 公益財団法人 NIPPON FOUNDATION
日本財団の助成を受けて事業を実施しています
運営団体：NPOかんがひの丘
〒591-8032
大阪府堺市北区百舌鳥南町1-18-1
TEL.072-255-6336
FAX.072-205-5050

■共通様式

様式1) 相談受付票.pdf PDFファイル (94.2 KB) ダウンロード	様式1) 相談受付票.docx Microsoft Word (22.0 KB) ダウンロード
様式2) フェイスシート.pdf PDFファイル (126.1 KB) ダウンロード	様式2) フェイスシート.docx Microsoft Word (17.7 KB) ダウンロード
様式3) ガイドライン.pdf PDFファイル (168.5 KB) ダウンロード	様式3) ガイドライン.docx Microsoft Word (19.6 KB) ダウンロード
様式4) 収支計画書.pdf PDFファイル (70.9 KB) ダウンロード	様式4) 収支計画書.docx Microsoft Word (15.0 KB) ダウンロード

様式集がダウンロードできます

“お金の管理”
で困ったはありませんか？
財産管理事業モデルの普及

Home 財産管理とは 財産管理サービス 金銭管理サービス マニュアル 様式集 関連制度 お問い合わせ 相談窓口 (お問い合わせ)

実施マニュアル

Supported by 公益財団法人 NIPPON FOUNDATION
日本財団の助成を受けて事業を実施しています
運営団体：NPOかんがひの丘
〒591-8032
大阪府堺市北区百舌鳥南町1-18-1
TEL.072-255-6336
FAX.072-205-5050

■金銭管理サービス

金銭管理サービスガイドブック.pdf PDFファイル (536.0 KB) ダウンロード	チェックリスト (金銭管理) .pdf PDFファイル (307.9 KB) ダウンロード
--	---

■財産管理サービス

財産管理サービスガイドブック.pdf PDFファイル (549.5 KB) ダウンロード	チェックリスト (財産管理) .pdf PDFファイル (314.9 KB) ダウンロード
--	---

実施マニュアルがダウンロードできます

“お金の管理”
で困ったはありませんか？
財産管理事業モデルの普及

Home 財産管理とは 財産管理サービス 金銭管理サービス マニュアル 様式集 関連制度 お問い合わせ 相談窓口 (お問い合わせ)

関連制度

■成年後見制度
[法務省ホームページ](#)
[裁判所ホームページ](#)
[厚生労働省ホームページ](#)

■日常生活自立支援事業
[厚生労働省ホームページ](#)

■生活困窮者自立支援制度
[厚生労働省ホームページ](#)

関連制度を紹介

2

財産管理モデルの
普及

(1) マニュアル概要版の作成

①目的

- ・施設等に対して財産管理サービスの啓発を行う

②表紙



③内容

- ・財産管理について
- ・サービス提供のながれ
- ・金銭管理サービス/財産管理サービス
- ・財産管理サービスの現場
- ・Q & A

(2) 訪問研修

①目的

- ・実際に金銭管理を行う職員に直接、財産管理の意義を説明する
- ・各施設でどのように財産管理サービスを実施しているのかを把握する

②開催日時・場所

訪問日	訪問先
2018年10月16日(火)	高齢者施設(堺市西区)
2018年10月18日(木)	障がい者施設(松原市)
2018年11月7日(水)	障がい者施設(大阪市鶴見区)
2018年11月29日(木)	障がい者施設(河内長野市)
2019年1月11日(金)	療養型病院(堺市南区)
2019年1月24日(木)	障がい者グループホーム(河内長野市)
2019年2月7日(木)	サービス付高齢者住宅(堺市堺区)
2019年2月12日(火)	障がい者施設(河内長野市)

③研修の様子



(3) 金銭管理研修の開催

①目的

- ・ 財産管理サービスを提供する上で留意する点を正しく理解する
- ・ 財産管理サービスの実務的な方法の理解を深める

②開催概要

堺市南区会場

日 時	2019年2月26日(火) 13:30~16:30
会 場	堺市立柁文化会館 第1会議室
参加者	12団体 16名
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産管理、金銭管理の意義(事務局) ・ 財産管理、金銭管理の留意点(本元宏和弁護士) ・ 財産管理、金銭管理の方法(事務局・実践者として)
様 子	

堺市堺区会場

日 時	2019年2月28日(木) 13:30~16:30
会 場	堺市社会福祉会館 第1会議室
参加者	15団体 21名
内 容	堺市南区会場と同様
様 子	

■当日資料（金銭管理サービスの概要）

金銭管理研修

～金銭管理サービスの意義～

特定非営利活動法人 NPOかんなの丘

NPOかんなの丘

利用者のお金の管理は誰がするのか
金剛コロニー（富田林市、知的障がい者施設）の場合
元々は金剛コロニーの運営団体が管理していた
大坂府から指摘が入った
保護委員会が担うことになったが・・・

趣旨説明

当初、かんなの丘は
日常生活自立支援事業を利用できない方の受け皿として
社協や包括からの相談に対応していました。
でも、かんなの丘も対応できなくなってきた。
→「お金の管理」を必要とする人はいるのに
支援する団体が圧倒的に少ない！
だったら支援団体を増やしていこう！
まずは利用者自身に身近な施設や福祉サービス提供者から

モデルの構築

アンケート調査をしました①

金銭管理サービスを実施していますか

実施している	95.0%
以前していた	5.0%
実施していない	0.0%

アンケート調査をしました②

金銭管理サービスを行っている理由は何ですか【複数回答可】

本人が管理できない	95.0%
本人の意思	60.0%
障害に金銭管理サービスが不可欠	10.0%
事業所の方針	5.0%
その他	10.0%

アンケート調査をしました③

金銭管理サービスとして行っていることは何ですか【複数回答可】

実務、担当	95.0%
金庫の鍵の管理	75.0%
通帳、印鑑の管理	75.0%
小口現金の管理	65.0%
銀行振込	65.0%
障害者の就職	45.0%
住居での手続	40.0%
実業団体の紹介	35.0%
福祉の紹介	30.0%
見守り	25.0%
生活費	20.0%
収入源の確保	15.0%
災害の備蓄	10.0%
その他	5.0%

アンケート調査をしました④

金銭管理サービスの対象はどなたですか

事業関係のサービス利用者以外	95.0%
事業関係のサービス利用者以内	5.0%
サービス対象外	0.0%

アンケート調査をしました⑤

今後、金銭管理サービスをどのように展開していきたい
と思いますか

可能な限り増やしていきたい	95.0%
できれば増やさない	5.0%
方針の明確化に重点を置く	0.0%

■当日資料（金銭管理サービスの実務）

金銭管理研修
～金銭管理サービスの実務～

社会福祉法人
NPO法人のびのび

【定義】 財産管理とは

財産管理
(財産の運用（本事業対象外）
財産の管理
金銭の管理)

- ・本モデルではお金の管理に特化
- ・付随するサービスは実施事業所の判断においてサービス提供してください

【定義】 金銭管理サービスとは

- 金銭の保管や管理
 - ・金銭の預かり
 - 小口現金、金券
 - ・日常的な使用頻度の高い物品の預かり
 - 通帳保証、運転免許証、認印、自らの鍵等
 - 金銭に付随する物品（財布、印鑑ケース等）
 - 請求書、領収証等
- その金銭を使用するの事務（作業）
 - ・金銭を用いた作業（小口現金で支払う等）
 - ・金銭出納帳の作成

【定義】 財産管理サービスとは

- 財産の保管や管理
 - ・日常的な使用頻度が高い物品
 - 金庫機関連帳、銀行印、キャッシュカード等
 - これらは事業所内の金庫で保管
 - ※通帳と銀行印は別々の金庫で保管
- ・日常的な使用頻度が低い物品
- 実印、印鑑登録証、マイナンバー、年金証書、契約書類、権利書類、有価証券等
- これらは貸金庫を利用しましょう。

【定義】 財産管理サービスとは

- ・骨董品や絵画等価値が変動するものは対象外
- ・預かる財産は財産の一部だけでも問題はありません。
- その財産を使用するの事務（作業）
 - ・財産を用いた作業
 - 通帳と印鑑を用いて生活費を支出する、施設費を支払う等
 - ・作業を完了する作業
 - 生活費を払う
 - 年金や生活保護費の受給確認

【定義】 実施事業所（サービス提供者）

実施事業所
施設等団体：・利用者との関わりのある事業所
・福祉サービス提供者
（入所施設、ケアマネジャー等）

第三者団体：・関わりのない事業所
・利害関係ない団体

【定義】 利用者（サービス受益者）

- ・利用者自身が自由に金銭の管理が行えない方
- ・契約能力を有する方
- ・財産管理サービスの利用を希望する方
- ・高齢者や障がい者等の利用者区分は行わない
- 実施事業所の考えに基づき対象者を限定することは可能
- ・判断能力が著しく欠ける方は契約行為が成立しない可能性が高いため、成年後見制度の活用を検討する
- ・資産運用を目的とした財産管理や相続等法的拘束力を受ける財産に関するものは本モデルの目的とは異なるので専門家に相談してください

【定義】 監査機関・主要関係人

- ・財産管理サービス等が適切に実施されているかを第三者機関（監査機関）の監査を受けることが望ましい
- ・しかし、現状では監査機関がなく早急に設置することは現実的には難しい。
- ・監査機関が設置されるまでは契約者の個別対応とする。その際、チェック機能を果たす機関（人）を主要関係人と呼びます。
- ・主要関係人はその存在を明確にするため、財産管理契約に署名しますが、保証人の役割を果たしません。
- ・主要関係人には家族やこれまで関わりがあった地区包括支援センター、社会福祉協議会等を想定しています。

【体制】 職員配置

- ・1人で作業が完結しないように複数人を配置
- ・専属職員の配置が困難な場合は、法人が行う他の事業と業務を兼務
- ・その場合は財産管理サービス等で知り得た情報を外部（法人内の他事業を含む）に漏洩しません。
- ・実際に作業を行う職員だけでなく、監督する立場の職員を配置
- ・法人が他に提供する福祉サービスと同じ人員配置とならないよう工夫する。同じにせざるを得ない場合は第三者のチェック機能を付し利益相反が及びない体制づくりを心掛けます。

【体制】 職員の要件

- ・金銭管理および財産管理は、利用者のお金に直接関わるため、倫理観に加えてお金に関する知識やスキル等が求められる。
- ・財産管理に特化した資格は存在しないが、関連する資格があるため、その有資格者が配置されることが望ましい。
- ・具体的には、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント等
- ・金融機関等で勤務した経験がある者や市民後援人養成講座受講者、日常生活自立支援事業における支援員も同様の知識を有していると考えられる。

【体制】 職員の資質

- ・作業員は単に与えられた作業を行うのではなく、金銭管理支援および財産管理支援の目的や基本的な考え方を十分に理解し、権利擁護の視点を持った活動を行うことが期待されます。
- ・よって、作業員には専門的な知識やスキルの習得だけでなく倫理観の醸成も求められます。
- ・定期的に研修を実施し自己研鑽を図る。
- ・金銭や財産を取り扱うため、倫理教育のほか個人情報保護等の研修も必要となる。
- ・実務担当者だけでなく管理者に対する研修も大切です。

【体制】 他団体との連携

- ・1つの事業所で完結することは少なく、多種多様な事業所と連携して事業にあたる事が多いです。
- ・金銭管理サービス等を提供している中で法的問題等法人内部だけでは解決が困難なケースが発生する場合があります。
- ・これらの問題の多くは専門知識を有するうえに、早急に解消する必要があるものもあり、速やかに弁護士等専門家に引き継ぐようになります。

【体制】 利益相反対策

- ・施設入居者を対象とした場合、自身の施設費を優先して徴収することは施設本位と判断される場合がある。明確な基準を設ける必要がある。
- ・利用料を徴収できなくなった場合、契約においては解除規定を設けているものの本人の生活を考慮すると解除できない場合も考えられる。
- ・同じ法人で福祉サービス等を提供している等と持たそうなる。事業として実施するため利用料を徴収しないままサービスを提供するのは矛盾を抱える。
- ・実施にあたっては十分な検討が必要となります。

【体制】 個人情報の保護

- ・金銭管理サービスでは、利用者の収入や債務の状況等お金に関する情報に加えて、利用者の嗜好や抱えている問題等幅広い個人情報を取り扱う。
- ・実施団体が個人情報保護に関する法律に適合しない団体であったとしても、法に準じて個人情報の取り扱いに関する規定を監査することが求められる。
- ・専属で職員を配置することは難しく他事業と兼務する場合は、利益相反の防止や個人情報の流出に留意する。
- ・実施団体外との団体と連携していく中で、個人情報を共有していく必要性があります。そのため契約時あらかじめ利用者にも同意を得るようになります。

【流れ】 全体図

```

    graph TD
        A[相談受付] --> B[契約判断]
        B --> C[契約の締結]
        C --> D[契約の終了]
        
        subgraph 借付
            D1[借付]
        end
        
        subgraph 借入
            D2[借入]
        end
        
        subgraph 借出
            D3[借出]
        end
        
        subgraph 借付
            D4[借付]
        end
    
```

具体的なケースをみていきましょう

名前：甘南備 太郎
年齢：85歳
家族：息子が遠方にいる

・一人暮らしが難しくなったので、施設に入居することになりました。
・悪業には金庫がなくお金を保管することが心配です。

15

相談受付

- ・利用者がどのようなお金の管理に困っているのかを把握します。
- ・利用者の収支の状況を把握します。
- ・利用者に金融管理サービスについて十分に説明します。
- ・特に利用料を預収する場合は計算方法等も説明します。
- ・事業所と利用者との間に利益相反になる要素がないか確認します。

16

契約判断

- ・利用者の意思を確認します。
- ・周囲の支援者が強く希望している場合でも、利用者本人が希望しない場合は契約できません。
- ・利用者が判断能力に乏しい場合は契約できません。成年後見制度の活用を検討しましょう。
- ・利用者の収支計画に基づいて事業所で対応できるかを確認します。

17

契約締結

- ・利用者本人と契約を締結します。
- ・契約は書面で取り交わすようにします。
- ・依頼書等を使用する場合は、利用者にコピーを渡してサービス内容が分かるようにします。
- ・契約の内容に変更（追加、削除を含む）が生じれば速やかに契約書に記載します。
- ・可能であれば契約の場に第三者に立ち会っていただくようにします。

18

おこづかいがほしい

本人から「買い物に行きたいのでお金がほしい」

- ・書面でお金の受領を明確にします
- ・何を買うかは本人の自由です
- ・本人が使った物まで記録する必要はありません
- ・余ったお金を再び施設が預かるかはルールが必要です

19

請求書が届いた

本人宛に携帯電話代の請求書が届きました

- ・コンビニで支払いをしないといけません
- ・定期的に届く請求書の場合、あらかじめ本人から支払いの依頼書をもっておくこともあります
- ・請求金額がいつもより多い場合は本人に確認します

20

利用料を徴収する

- ・本人は現在、どのくらいお金があるのかわかりません。
- ・利用料の有無に関わらず、毎月や一定期間のお金の動きを報告します

21

契約終了

- ・利用者がなくなった時点で契約は終了します。それ以降に口座を使用することはできません。
- ・死亡後に請求が来た場合は、発行者にその旨を伝えます。
- ・引継ぎは相続人に行います。

22

③アンケート結果

・堺市南区会場

受講の動機	関心があった	8
	課題や不安があった	2
	弁護士の話が聞きたい	1
	具体的な話を聞きたい	6
	その他	0
内容の理解	よく理解できた	5
	理解できた	9
	どちらでもない	1
	理解できなかった	0
	全く理解できない	0
内容の役立	とても役に立った	5
	役に立った	8
	どちらでもない	2
	あまり役に立たなかった	0
	全く役に立たない	0

サービスの実施	実施している	8
	実施していない	6
	検討している	1
課題や不安	ない	6
	ある	5
今後の取り上げ て欲しい内容	具体的なサービス内容	2
	関連する制度や事業	8
	リスクマネジメント	3

ご意見・ご感想	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に留意する ・管理の出来てない事が多かった ・後見人制度は社協以外に方法があるか ・ケアマネの利用者に適切な提言・助言をする為に参加した ・弁護士の関わった事例を教わりたかった
---------	---

・堺市堺区会場

受講の動機	関心があった	10
	課題や不安があった	2
	弁護士の話が聞きたい	1
	具体的な話を聞きたい	9
	その他	0
内容の理解	よく理解できた	7
	理解できた	10
	どちらでもない	0
	理解できなかった	0
	全く理解できない	0
内容の役立	とても役に立った	4
	役に立った	13
	どちらでもない	0
	あまり役に立たなかった	0
	全く役に立たない	0

サービスの実施	実施している	9
	実施していない	8
	検討している	0
課題や不安	ない	2
	ある	9
今後の取り上げて欲しい内容	具体的なサービス内容	3
	関連する制度や事業	12
	リスクマネジメント	2
	その他（本人の死後事務）	1

ご意見・ご感想	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭管理サービスが社協以外と分かった ・ トラブル対処の例を聞きたい ・ 職員の確保が困難
---------	---

3

実 行 委 員 会

(1) 実行委員会概要

①開催日時・場所

	日 時	場 所
第1回	2018年5月11日(金) 15:30～	堺市総合福祉会館
第2回	2018年6月22日(金) 15:30～	堺市総合福祉会館
第3回	2018年8月10日(金) 15:30～	法人事務所
第4回	2019年3月26日(火) 13:30～	法人事務所

②実行委員

氏 名	所 属
大 利 照代	NPO 法人ゆずの佳 理事長
本 元 宏和	さくら北浜法律事務所 弁護士
水 上 佳史	堺市社会福祉協議会 生活支援課 権利擁護支援係 係長
白 土 隆司	特定非営利活動法人 NPO かなびの丘 理事長

(敬称略)

③事務局

氏 名	所 属
北 中 大輔	特定非営利活動法人 NPO かなびの丘
小 林 英子	特定非営利活動法人 NPO かなびの丘



(2) 実行委員会報告

第1回実行委員会

日時等	2018年5月11日(金) 15:30～ 堺市社会福祉会館
出席者	大利委員・本元委員・水上委員・白土委員
内容	・本事業について →趣旨、スケジュール、今後の展開等

第2回実行委員会

日時等	2018年6月22日(金) 15:30～ 堺市社会福祉会館
出席者	本元委員・水上委員・白土委員
内容	・ノベルティの作成について ・掲示パネルの作成について

第3回実行委員会

日時等	2018年8月10日(金) 15:30～ 法人事務所
出席者	本元委員・白土委員
内容	・金銭管理研修の開催について ・マニュアル概要版の作成について

第4回実行委員会

日時等	2019年3月26日(火) 13:30～ 法人事務所
出席者	大利委員・本元委員・水上委員・白土委員
内容	・報告書作成について ・今後の展開について →次年度の計画、スケジュール等

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

本事業は「日本財団 2018 年度助成」を受けて実施したものです

財産管理事業モデルの普及事業 報告書

2019（平成 31）年 3 月

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘
〒591-8032 大阪府堺市北区百舌鳥梅町 1 丁 18 番 1 号
TEL 072-255-6336 FAX 072-205-5050